



一般社団法人
うるわしの桜井をつくる会
〒633-0091 奈良県桜井市
桜井1259エルトさくらい内
TEL&FAX:0744-43-7773
URL: <http://lets.some.jp>
E-mail: lets@some.jp

うるわし通信

平成30年3月

第6回うるわしの桜井をつくる会新春交流昼食会

平成30年1月21日(日)12時から「あるぼ〜る」で恒例の新春交流昼食会を開催しました。今回は23名の方々にご出席いただきました。

会長のウェルカムスピーチに続き、竹アーティストの三橋玄 氏（桜井在住）がプロデュースされている「土舞台ユーラシアアンサンブル」によるユーラシア各地の伝統的な楽器を駆使した演奏が始まり、会場の皆さんは異国情緒あふれる旋律に聞き入りました。

恒例のお楽しみ抽選会は今年も全員に素敵な景品が当たり、うれしいひと時となりました。開催にあたり皆様方から多大のご支援ご協力をいただき有難うございました。（高瀬 安男）



【土舞台ユーラシアアンサンブルについて】

奈良県桜井市谷の桜井公園にある、「土舞台」（つちぶたい）は、推古天皇20(612)年に聖徳太子が百済（くだら）からの帰化人・味摩之（みまし）に伎楽（ぎがく）の舞を 少年たちに教えさせた場所であると「日本書紀」に記され、日本における芸能発祥の地とされています。

伎楽は、発祥がギリシャともチベットとも言われる仮面舞踊で、中国南部の呉の国でひとつのかたちとして成立したとされ、当時から日本にあった神楽（かぐら）と融合し、能楽（のうがく）、猿楽（さるがく）などの元になっていったとされています。

太古の時代から人々は山を越え、海を渡り、あらゆる産物や文化、芸術、芸能、発明や思想を交換し、発展してきました。その雄大な歴史と人々のつながりを音楽と踊りで表現していこうと、ユーラシア各地の伝統楽器の奏者が集まって結成されたのが「土舞台ユーラシアアンサンブル」です。

ネイ（トルコの舞踊音楽に使用される楽器）の阿部綾子（あべあやこ）、二胡（胡弓と似ているが別物、二本の弦を間に挟んだ弓で演奏する）の川野雅子（かわのまさこ）、パーカッションの近藤大貴（こんどうひろたか）、ブズーキ（洋梨を半分に割ったような形のボディと長いネックを備えた弦楽器。マンドリンに似ている）の十日谷淳（としかやあつし）の4名で演奏させていただきます。（三橋 玄）

駅前ホテルの新規オープンを見据えて ～地域経済の活性化は、地元を大切に～

奈良県内でのホテル建設が相次いで進められています。その背景には、県内のホテル数が全国最下位の47位、室数が9055室で宿泊の受け皿が乏しいため、年間の延べ宿泊者数も全国46位となっており、日帰り観光客が多い状況となっているためです。また、大阪や京都市内からの交通の便もよく、奈良での宿泊の魅力を十分に創りだせていないことも影響していると思われます。

ホテル不足解消のため、奈良県が率先して国際級ホテルの誘致を奈良市内ですすめており、2020年の東京オリンピックまでにオープンすると云われています。

そのような下、中南和地域でも橿原市の大和八木駅前に2月15日に139室を持つホテルが営業を始めました。そして、桜井駅前北口には、来春にはルートインジャパンのホテルチェーンが、184室のホテルを開業予定となっています。新しいホテルの進出は、宿泊観光の受け皿づくりとしておこなわれますが、一方で既存のホテルや旅館等への影響は少なからず予想されます。

平成29年3月の市議会で制定された「桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例」は、その目的で「市内におけるホテル又は旅館の新設及び増設を促進するための必要な奨励措置を講ずることにより、観光の振興、にぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって本市における地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。」となっており、各種の奨励措置（1.ホテル等立地奨励金 2.上水道奨励金 3.雇用奨励金）がおこなわれる仕組みとなっています。

しかし、奈良県旅館・ホテル生活衛生同業者組合桜井支部に加盟される市内の会員の話では、条例制定までに既存の宿泊事業者への事前説明もヒヤリングもないままに、新規進出を計画する事業者への優遇をおこなう急な条例制定となったこと対し、行政への不信感を述べられています。事後報告として6月以降に組合に対して話があったとのことでした。

特に、既存施設対策として「旅館（5室以上）やホテル（10室以上）の増築」が奨励策の条件となっているが、現状はそのような状況では全くない（観光シーズンに宿泊客は多いが、シーズンオフを考えれば稼働率は高くない）こと。また、家族経営の宿泊事業者にとっては雇用奨励策も活用できないなど、「このままでは、小規模零細の宿泊施設は廃業せよ」と云われているに等しい状況であると、憤りを表明されています。

今後桜井への宿泊観光客数を積極的に広げていくことが必要です。その為にも、桜井の記紀万葉の歴史文化遺産や、著名な社寺仏閣、そして桜井らしさのある伝統行事などを積極的にPRすることで、宿泊の誘客活動が不可欠です。

従来のままでは、橿原のホテルや桜井での新規ホテルに、宿泊客が集中することになりかねず、



ホテルルートイン桜井イメージ図

既存の旅館やホテルへの影響が大きすぎると危惧する声が出されています。インバウンド（外国人観光客）の誘客も重要となりますが、その為にも国内観光客からも求められている、観光のためのインフラ整備（看板や標識の整備、公共トイレの水洗化・洋式化や大型バスの駐車場、Wifi利用地域の拡大、地元の物産や土産物販売場所等々）など、観光・産業創造都市に向けた取り組みが強力に進められることが求められます。ホテル進出に伴う経済効果と共に、市内の地域経済の活性化をどのように進めるか、今後の諸課題は多く残されている状況といえます。（K）

憲法カフェが開催されます

昨年は日本国憲法制定70年そして今年、世界人権宣言70年の節目の年です。ポツダム宣言の受諾により、第2次世界大戦の敗戦で、大日本帝国憲法体制は否定され、【主権在民・平和主義・基本的人権の尊重】を柱とする日本国憲法体制に移行しました。

「戦争は最大の人権侵害である」との反省の下に、戦争のない平和主義の下に基本的人権を尊重する日本社会づくりが始まったのです。

憲法制定から70年が経過し、桜井市内で『憲法カフェ』の開設がされることになり、事前の会議に取材に伺いました。会議では、「戦後の冷戦体制が崩壊する中で、東アジアの情勢が大きく変化したとの論議の下、安全保障関連の法案が「強行」に採決された。そのことは日本国憲法が規定している戦争の放棄（第9条）の実質的な解釈改憲になっており、しかも国会では、憲法改正にむけた国民投票をいつ・どのようにおこなうかの論議が進められるようになってきている。」ので、『憲法カフェ』に参加して欲しいと呼びかけられています。

憲法第12条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と、主権者としての国民の不断の努力を規定しています。また、第99条では、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定め、努力規定（努めなければならない）以上の尊重義務を規定しています。

『憲法カフェ』は、「不断の努力」の一環として、日頃の関心事を日常の視点から話し合う場として提起されています。呼びかけは、NPO法人コミュニケーション研究センター（代表 島岡 将）です。詳細はチラシ参照ください。（取材 双葉 徹也）

第1回憲法カフェ

テーマ：憲法って何だろう？～手の届く憲法のお話～

話題提供者：古川雅朗さん（奈良弁護士会）

日時：3月10日（土）午後1時30分～3時30分

場所：コミュニティ・カレッジ 「知の森」（桜井市大福263-1）

席数：35席 珈琲代：300円（資料費込）

問い合わせ先 NPO法人コミュニケーション研究センター

代表 島岡 将 TEL0744-24-2556



お知らせ

●図書館友の会

3月の読書会は、「暗い絵」野間宏/著を読みます。

すべてを失い混乱の極みにある敗戦後日本に野間宏が衝撃的に登場
第一次戦後派として、その第一歩を記す。(Amazonカスタマーレビューより)

日時 3月27日(火)13:30から

場所 コミュニティーカレッジ 知の森
近鉄大福駅から北西へ100m

問い合わせ先 浅川 肇 TEL:090-1961-6345

友の会会員以外の参加も歓迎します。



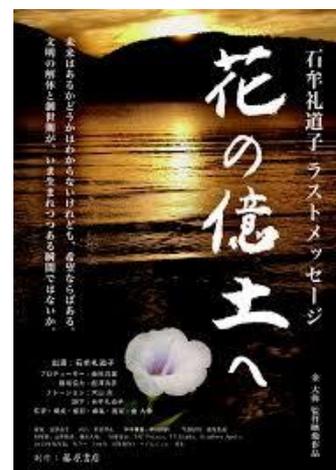
映画会『花の億土へ』を上映

水俣病患者の苦しみに憑依し、その苦しみを想像力の核として自らの文学世界を構築してきた作家石牟礼道子が、その最晩年において、今もなお産業公害や環境破壊に生活の安全を脅かされ、また世界を震撼させた福島原発事故を経験したばかりの私たちに贈り届けてくれた警鐘と希望のメッセージである。

日時 4月8日(日)13:30から

場所 桜井市立図書館

問い合わせ先 NPO法人コミュニケーション研究センター
代表 島岡 将 TEL0744-24-2556



リレー投稿を募集します

うるわし通信に会員よりの投稿文を掲載してきています。
地域の話や、うるわし通信で伝えたいことなど積極的な投稿を期待します。なお、紙面の関係で編集部で要約をさせて頂くことも在りますので、その点はご了承ください。一応の文字数の目安は600~800字をお願いします。



【編集後記】 オリンピック報道が賑やかな下で、国会では「働き方改革」が提唱され、「戦後の労働基準法制定以来、70年ぶりの大改革」と云われる論議が、霞んでしまっている感がある。労働基準法は、労働法制・行政の「憲法」である。規制緩和で「高度プロフェッショナル制度(高プロ)」の導入が、「長時間労働による過労死を無くすため」の名目に云われているが、調査自体がお粗末では、働く者の生命は救われない。(K)

うるわし通信発行人
高瀬 安男
TEL:090-1678-9157